

第72号議案

島根県県税条例の一部を改正する条例

島根県県税条例（昭和51年島根県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「ガス供給業」の次に「（ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第5項に規定する一般ガス導管事業及び同条第7項に規定する特定ガス導管事業以外のもののうち、同条第10項に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）附則第22条第1項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者（同項の義務を負う者に限る。）以外の者が行うものを除く。次項及び第19条第2項において同じ。）」を加える。

第24条第2項中「及び第5項」を「、第5項及び第7項」に改める。

第25条の2中「及び第2項」を「から第3項まで」に、「場合においては」を「ときは」に改める。

第37条第3項中「前項」を「前項第2号」に改める。

第46条第9号中「同条第25項」を「同条第27項」に改める。

附則第14項を次のように改める。

（不動産取得税の税率の特例）

14 平成18年4月1日から平成33年3月31日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第22条の規定にかかわらず、100分の3とする。

附則第23項中「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、附則第4項及び第5項の規定は、公布の日から施行する。

（事業税に関する経過措置）

2 この条例による改正後の島根県県税条例（以下「新条例」という。）第16条第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

3 新条例第25条の2の規定は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（失効等）

4 第16条第1項、第24条第2項、第25条の2並びに附則第14項及び第23項の改正規定並びに附則第2項、第3項及び第6項の規定は、地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第 号。以下「改正法」という。）が平成30年3月31日までに公布されないときは、その効力を失う。

5 第16条第1項、第24条第2項、第25条の2並びに附則第14項及び第23項の改正規定並びに附則第2項、第3項及び第6項の規定は、前項の場合を除き、改正法による改正後の法律の規定の内容が当該規定に対応する新条例の規定の内容と異なることとなるときは、廃止するものとする。

（特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部改正）

6 特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例（昭和48年島根県条例第37号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「附則第14項第1号」を「附則第14項」に改める。

（島根県県税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

7 島根県県税条例等の一部を改正する条例（平成29年島根県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち島根県県税条例第45条の次に3条を加える改正規定のうち第45条の3第3項中「前項」を「前項第2号」に改める。